

京大職組は 11 月 16 日に次のような声明を発しました。ご賛同いただける方は、下記のフォームから賛同者に名前を連ねてください。いただいたメッセージは、順次、京大職組 HP で紹介させていただく予定です。

<https://forms.gle/DTLX1jeH9f8cgBAo7>

→QR コード



2022 年 11 月 16 日

京大職組は国際卓越研究大学への応募について全学的な議論を求めます！  
京都大学の研究・教育を不可逆的に破壊するリスクは小さくありません！

岸田内閣は、今年 5 月、科学技術振興機構（JST）の運用する大学ファンドの運用益を「国際卓越研究大学」に配分する法律を成立させました。年末には文科省が「公募要領」を公開して申請の受付を開始し、2024 年度から財政的支援を開始する予定です。政府説明では 6 校程度を認定してそれぞれ約 500 億円を配分するという見込み、これは京都大学の運営費交付金の総額に匹敵する金額です。法人執行部は応募する方向で 10 月 11 日に国際卓越研究大学構想検討委員会を立ち上げました。

よりよい研究環境を整えるためにも、職員の安定した雇用を実現するためにも、学生の福利厚生を充実するためにも、お金が必要です。ですが、この円安、低成長の時代に「打ち出の小槌」があるはずありません。わたしたち京大職組は、以下に記すような京都大学の研究・教育を不可逆的に破壊するリスクがある以上、申請に反対します。

第一に、大学ファンドの年 3%の収益率という目標は不確定性が大きく、「絵に描いた餅」になる恐れがあること。同じく「官製ファンド」である年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の場合、年 1.7%の収益率が目標ですが、2022 年度第 1・第 2 四半期の収益率はマイナスでした（GPIF「2022 年度の運用状況」）。それでも、GPIF は日経平均が 1 万円前後だった時期に投資を始めたので累積では黒字となりますが、大学ファンドの場合は GPIF や日銀によりすでに株価が吊り上げられた相場への新規参入なので前途多難です。現に今年 4 月から 9 月までの収益率はマイナス 3.67%、1881 億円の赤字ということです。債券は、日銀の緩和政策により超低金利が継続しています。頼みの綱は海外の株式・債券ですが、日米の金利差に由来する為替変動リスクを回避するためのコストがふくらまざるをえません。しかも、大学ファンドの元本 10 兆円のうち約 9 兆円は財政投融资、すなわち財投債（国債）を財源とした借金です。財投債の利払いを含めた諸経費を支払い、将来的な償還に備えて自己資本を厚くしながら、各大学に運用益を配分するのはきわめて困難です。

第二に、国際卓越研究大学は、大学ファンドにかかわるリスクも大学に共有させる仕組みであること。認定された大学は年 3%の事業規模成長を実現し、大学発ベンチャー企業への投資や大学独自基金の創出を通じて助成金を増殖させることが要求されます。大学への助成額は「外部資金獲得額に一定の係数を乗じた金額」とされるので、外部資金獲得競

争から自由になれるわけではありません。むしろ大学ファンドの元本を安定化させるために、大学の自己財源から大学ファンドへの資金拠出（出えん）がすすめられます。元本が大きく毀損した場合、この出えんした資金が全額戻ってくるという保障はありません。認定された大学は、大学ファンドから一方的に恩恵を受けるのではなく、いわば「運命共同体」的な関係を築くことを求められるのです。

第三に、認定された場合、「大学の自治」が根底から否定されること。いまだ法案として明文化されてはいませんが、法案の審議経過から明確なことは、現在の学長選考・監察会議と理事会の機能をあわせもつ「合議体」を新たに設置すること、その委員はすべて文科大臣の任命で、半数以上を学外者とすることです。この合議体は総長の選任・解任の権限をもつとされているので、総長選考にかかわる意向調査の結果を無視する恐れがあります。合議体は「教学（研究・教育）」にかかわる事項には介入しないとされていますが、「経営資源の配分」にかかわるという口実で部局改廃や部局人事に介入する可能性も否定されていません。その一方、リスクある事業に出資して巨額の赤字を出した場合、合議体委員に個人として経営責任を負わせることは想定していません。そのため、事業がうまくいかなかった場合の責任は研究・教育の現場にある者の努力不足、「自己責任」とされ、部局の改廃、教職員の待遇改悪、学生の授業料値上げにつながると予想せざるをえません。

第四に、認定された大学はこれまで以上に産学官連携の推進を迫られ、研究・教育の囲い込みにより研究者の自律性、研究発表の自由、学生の学ぶ権利が損なわれる懸念があること。大学における研究は公開性・公共性を本質としているのに対して、企業は製品化のために機微な情報を囲い込む必要があります。軍事にかかわる技術については、国による囲い込みもこれに重なります。今年5月に成立した経済安全保障法では特許出願非公開制度を設け、内閣総理大臣が特定の技術を「保全指定」した場合には発明の開示禁止などの義務を課し、違反者に2年以下の懲役、あるいは100万円以下の罰金を科すことになりました。すでに京都大学でも大学院授業の一環としての企業訪問について留学生だけが一律に「安全保障上の理由で参加できない」とされる事態が生じています（『毎日新聞』2022年9月9日付）。学外者中心の合議体は、政財界の有力者が「経済安全保障」の観点から研究・教育の囲い込みを徹底するのに都合のよい仕組みなのです。

国際卓越研究大学に認定されてからここに記したような問題点が明らかになったとしても、認定を取り下げる手続きは想定されていません。研究・教育の現場にある者の意向をふまえて合議体の委員を解任する道筋が担保されるのかも不透明です。「バスに乗り遅れるな！」とばかりにあわててバスに乗ったあとで行き先が間違っていたとわかったとしても、降りることはできないのです。そもそもこのバスは国際的競争力を失った産業界の立て直しのためにつくられたものであり、「大学の自治」「学問の自由」は産学官連携の推進を邪魔するブレーキとしかみなされていません。

わたしたち京大職組は、国が高等教育にかかわる自らの責任を果たすために運営費交付金を拡充することこそ活気ある研究と教育を取り戻し、安定した労働環境を実現するために必要という立場から国際卓越研究大学への申請に反対し、教職員と学生を含む全学的な議論の場を設けることを法人執行部に対して要求します。

## 国際卓越研究大学構想検討委員会要項

令和4年10月11日  
総長裁定制定

- 第1 国際卓越研究大学の認定及び国際卓越研究大学研究等体制強化計画の認可に係る申請に向けて、本学として必要な検討を行うため、部局長会議の下に特別委員会として、国際卓越研究大学構想検討委員会（以下「検討委員会」という。）を置く。
- 第2 検討委員会は、次の各号に掲げる委員で組織する。
- (1) 企画・調整担当の理事（以下「担当理事」という。）
  - (2) 総長が指名する理事 若干名
  - (3) 総長が指名する部局長 若干名
  - (4) 総務部長
  - (5) 企画部長
  - (6) 財務部長
  - (7) 研究推進部長
  - (8) その他総長が必要と認める者 若干名
- 2 前項第8号の委員は、総長が委嘱する。
- 第3 検討委員会に委員長を置き、担当理事をもって充てる。
- 2 委員長は、検討委員会を招集し、議長となる。
  - 3 委員長に事故があるときは、あらかじめ委員長の指名する委員が、その職務を代行する。
- 第4 検討委員会は、委員の半数以上が出席しなければ、開会することができない。
- 2 検討委員会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長が決する。
- 第5 検討委員会に必要に応じてタスクフォースを置くことができる。
- 2 タスクフォースは、検討委員会が行う検討に関し、必要な専門的事項を調査及び審議する。
  - 3 タスクフォースには、必要に応じて第2第1項の委員以外の者を、その委員として加えることができる。
  - 4 タスクフォースの委員は、担当理事が委嘱する。
  - 5 タスクフォースに座長を置き、担当理事が指名する者をもって充てる。
  - 6 前各項に定めるもののほか、タスクフォースの組織及び運営に関し必要な事項は、担当理事が定める。
- 第6 検討委員会及びタスクフォースは、必要と認めるときは、委員以外の者を出席させて説明又は意見を聴くことができる。
- 第7 担当理事は、検討委員会における審議経過を必要に応じて部局長会議に報告するものとする。
- 第8 担当理事は、検討委員会が結論を得たときは、部局長会議に提示したうえ、総長に報告する。
- 2 前項の報告をもって検討委員会は解散する。
- 第9 検討委員会及びタスクフォースに関する事務は、関係する部課等の協力を得つつ、企画部企画課及びプロボストオフィスにおいて処理する。
- 第10 この要項に定めるもののほか、検討委員会及びタスクフォースに関し必要な事項は、担当理事が定める。

附 則（令和4年10月総長裁定）

この要項は、令和4年10月11日から実施する。

# 声明発出の経緯と趣旨

駒込武（京都大学教育学研究科  
教授/京大職組中央執行委員）

- 4月22日、京大戦略調整会議「中間まとめ」発表、「基本的には申請を目指す方向で具体的な検討を重ねること決定。
- 4月25日、京大職組が国際卓越研究大学への申請に反対する声明。
- 5月18日、「国際卓越研究大学の研究及び研究成果の活用のための体制の強化に関する法律」成立。
- 8月31日、文科省科学技術・学術審議会大学研究力強化委員会、「基本的な方針(素案)」を公表、パブリック・コメントの募集。
- 10月11日、京大で国際卓越研究大学構想検討委員会を設置。
- 11月16日、京大職組が再度の声明を発表。←イマココ

## 「国際卓越研究大学」の概要

- ① 科学技術振興機構（JST）が年3%の利益率を目標として大学ファンドを運用、「国際卓越研究大学」として認定した大学に運用益を配分。10兆円×3% = 3000億円 = 約500億円×6校程度という見込み。
- ② 認定された大学は年3%の事業成長（支出成長率）を求められる。大学発ベンチャー企業への投資、大学独自基金の創出などを通じて「稼げる大学」になることを求められる。
- ③ 認定された大学は大学統治体制（ガバナンス）の改革。学外者を半数以上とする合議体が総長の選任・解任、経営上の重要判断の決定の権限をもつ。
- ④ 政府主導で産学官連携をさらに加速！

## ① 1校あたり年500億の運用益は「絵に描いた餅」？

- 年金積立金管理運用独立行政法人（GPIF）の場合、年1.7%の収益率が目標。2022年度第一四半期は-1.91%、3兆円以上の赤字(GPIF「[2022年度第1四半期運用状況（速報）](#)」)。それでも、2001年度（日経平均1万円前後）運用開始からの累積では黒字。
- 大学ファンドは今年3月運用開始。官製相場で株価は高止まり。債券は超低金利。海外株式・債券は為替変動コストにさらされる。
- 大学ファンド10兆円のうち約9兆円は財政投融资（国債）。20年後に始まる元本償還と、国債の利払いと、大学への運用益の配分を同時に行うことができるのか？（原田喜美枝「[大学ファンドの異質性](#)」『証券レビュー』2022年2月）

Bloomberg the Company & Its Products | Bloomberg Terminal Demo Request | Bloomberg Anywhere Remote Login | Bloomberg Customer Support

Bloomberg

ニュース

マーケット情報

ビデオ・TV

ブルームバーグについて

▼ 日本 🔍 検索

# 大学ファンドの運用収益率マイナス3.67%、資産1881億円減 - 4～9月

占部絵美

2022年11月8日 18:26 JST

科学技術振興機構（JST）が管理する大学ファンドで、2022年度4～9月末の運用収益率はマイナス3.67%だった。グローバルな株価下落や、金利上昇に伴い債券価格が下落した影響を受けた。

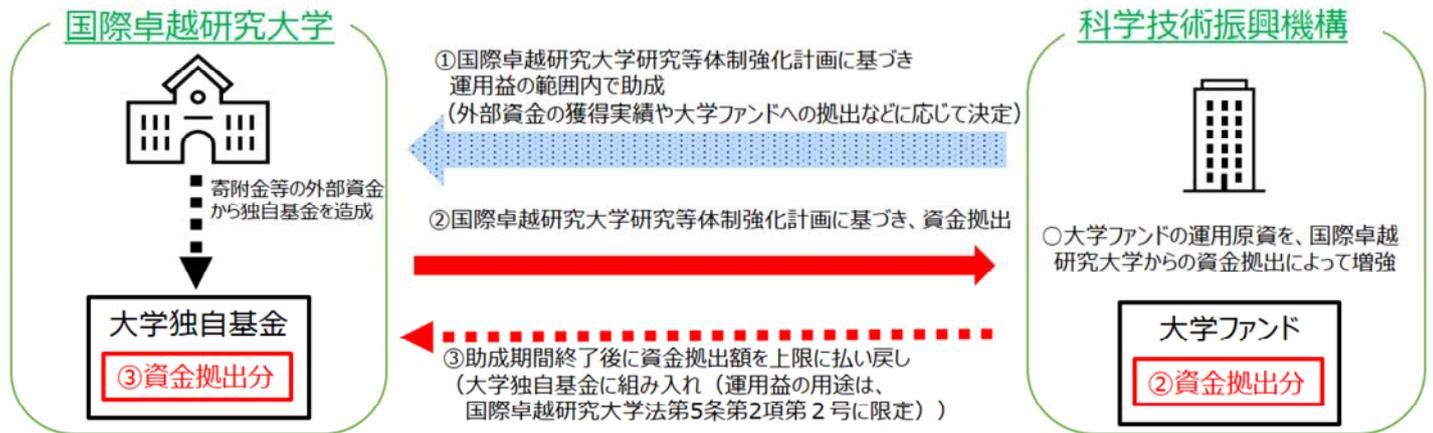
『Bloomberg』 2022年11月8日付

## ②認定された大学はJSTとリスクを共有

### 大学ファンドへの資金拠出の方法（出えん）について

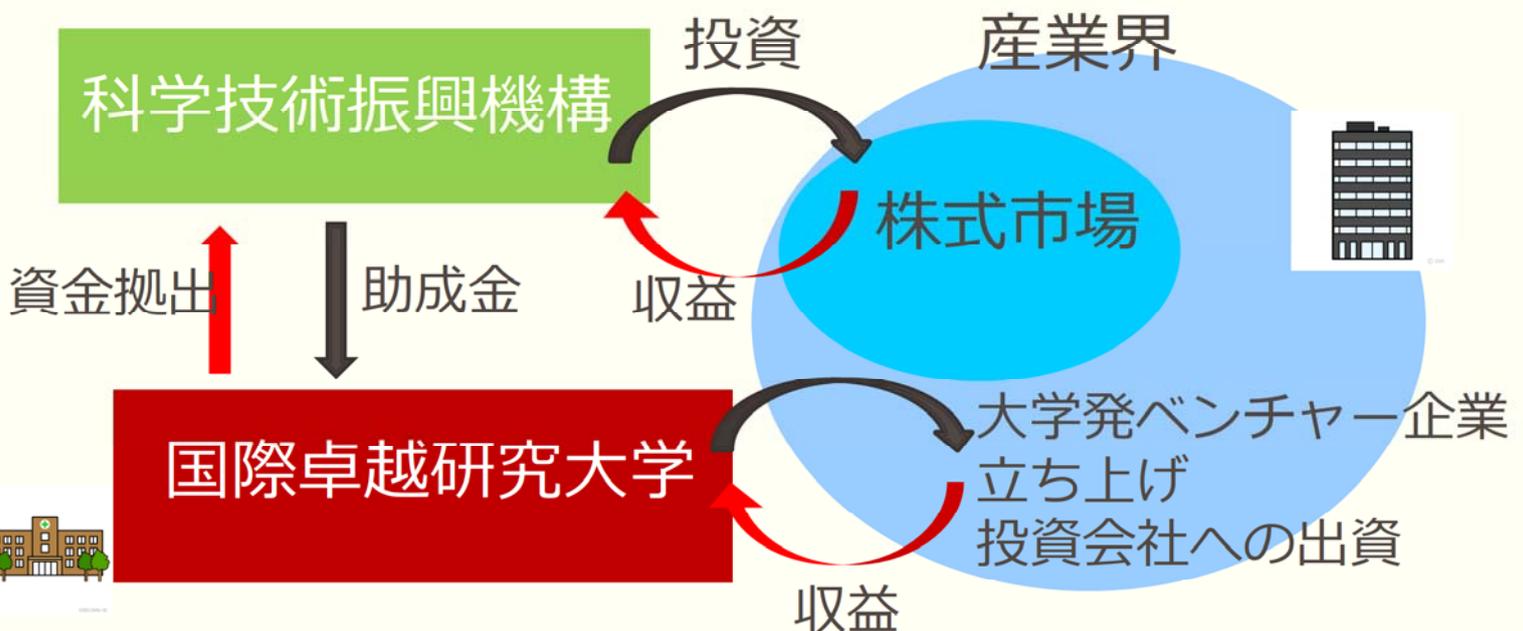
国際卓越研究大学の助成の枠組みでは、卒業後も含めた大学の成長及び大学ファンドそのものを持続的なものとするため、**国際卓越研究大学から国立研究開発法人科学技術振興機構(JST)へ、資金拠出※を依頼する（勧める）**仕組みを設ける。 ※いわゆる「出えん」（契約に基づき、払戻可能な寄附の一種）

【「資金拠出（出えん）」の仕組み（イメージ）】



文科省科学技術・学術審議会「国際卓越研究大学の選定・支援開始に向けて」2022年11月2日

## 投資する大学/投資される大学への「成長」



### ③ 「大学の自治」の完全な否定

---

- **運命共同体的な関係** = 合議体の委員はすべて**文科大臣の任命**、**半数以上は学外者**という構想。
  - 総長選考にかかわる「意向調査」の結果を現在以上に無視？
  - 「経営資源の配分」という口実で部局の人事などにも介入？
- 合議体がリスクある投資で膨大な赤字を出した時にどうなるのか？
  - 部局の改廃、教職員の待遇改悪、学生の授業料値上げ？
  - 合議体の委員を解任し新たに選任しようとしても、文科大臣の同意をえられない？ 認定を取り下げる仕組みも想定されていない。 = **不可逆的な変化**

### ④ 研究発表の自由、学生の学ぶ権利の制限

---

- 京大発ベンチャーはすでに多数たちあげられている。
  - ex. 京都フュージョニアリング株式会社（核融合炉による発電方法の開発）
- 大学の研究・教育は**公開性、公共性を本質**とする。企業は製品化のために情報を囲い込む必要がある。
- 何をオープンにし、何をクローズドにするかを誰が決めるのか？
- 経済安全保障法で首相が特定の技術を「保全指定」した場合に発明の開示禁止などの義務を課し、違反者に2年以下の懲役、あるいは100万円以下の罰金を科すことができる。

# 「経済安全保障」の観点からの制限？

- 京都大学における大学院の必修授業において、企業訪問の直前に留学生だけが一律に「安全保障上の理由で参加できない」とされる。
- 10月7日、平島崇男教育担当理事、授業の見学先企業が「留学生を一律に不可」「企業のコンペティターが所在する特定の国の人々の受入不可」とすることがあるのに留意せよとの通知。
- 合議体が「経済安全保障」の観点から研究・教育をコントロール？



『毎日新聞』2022年9月19日付

# 「バスに乗り遅れるな！」で大丈夫か？

- 国際卓越研究大学構想は、国際的競争力を失った産業界の立て直しのために、大学の「研究成果を活用する」仕組み。「大学の自治」「学問の自由」は、産学官連携の推進を邪魔するブレーキとしかみなされていない。
- 国が高等教育にかかわる自らの責任を果たし、運営費交付金を拡充することこそ活気ある研究と教育を取り戻し、安定した労働環境を実現するために必要。→国際卓越研究大学構想が動き始めてしまったら運営費交付金の拡充を要求することは困難→**不可逆的な変化**
- 全学的な議論の場の設置を求める。異論を「見える」化するために、学内と学内とを問わず、声明文への賛同者を募る。